

大阪市水道局 特名随意契約結果（業務委託）（少額随意契約を除く）

7 月分

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	公金取扱金融機関の追加及び営業所OCR機器更新に伴う営業所オンラインシステム改修業務委託	情報処理－情報処理	株式会社日立システムズ 関西支社	¥16,024,800	令和7年7月23日	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	G4	-
2	令和7年度 施設管理システムデータベース登録等業務委託	情報処理－情報処理	株式会社ヤマイチテクノ	¥23,507,000	令和7年7月7日	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	G2	-
3	令和7年度 大阪市水道局統合基盤再構築に伴う管路情報管理システム移行業務委託	情報処理－情報処理	東京ガスエンジニアリングソリューションズ株式会社	¥10,637,000	令和7年7月17日	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	G4	-
4	令和7年度 基本料金減額に伴う営業所オンラインシステム改修業務委託	情報処理－情報処理	株式会社日立システムズ 関西支社	¥4,692,160	令和7年7月2日	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	G4	-
5	令和7年度 基本料金減額に伴う検針・未納統合ハンディターミナルシステム改修業務委託	情報処理－情報処理	株式会社ウォーターデバイス	¥1,914,000	令和7年7月2日	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	G4	-
6	オンラインタイムレコーダのソフトウェア更新業務委託	情報処理－情報処理	アマノ株式会社 大阪支店	¥3,069,000	令和7年7月22日	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	G3	-

随意契約理由書

1 案件名称

公金取扱金融機関の追加及び営業所OCR機器更新に伴う営業所オンラインシステム改修業務委託

2 契約の相手方

株式会社日立システムズ

3 随意契約理由

本業務は、新たにインターネット專業銀行1行が公金取扱金融機関に加わることに伴い、お客さまから水道料金等を口座振替で収納する際に当該金融機関へのデータ伝送を正常に行うことができるよう、営業所オンラインシステム（以下「本システム」という。）の改修を行うものです。

あわせて、営業所OCR機器が更新されることに伴い、水道メータの取付けや取外し等の業務を行った際に当該機器で読み込んだ帳票を本システムに正常にデータ連携できるよう、本システムの改修を行うものです。

本業務を行うにあたっては、現在稼働中の本システムに障害が発生しないよう十分に検討し、細心の注意を払ったうえで連携テスト等の作業を行わなければならない、万が一、不具合が発生した際には迅速な原因究明と対策が急務となるため、本システムの構造、性能及びプログラムを熟知した専門の知識と技術を必要とします。

とりわけ本システムについては、スクラッチ開発により独自構築されたプログラムとなっており、本システムの開発を行った上記業者が、最もその構造を正確に把握しており、かつ、不具合発生時に的確に対応可能となります。

また、上記業者を含む複数業者へのヒアリングにおいて、他の業者が本業務を履行し、本システムに障害が発生した場合、その原因がシステム固有の問題なのか、本業務によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせる事ができない旨の見解を得ています。

以上のことから、本業務における一貫した責任と性能について保証を持たせることができる唯一の業者である株式会社日立システムズと契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

5 担当部署

水道局総務部お客さまサービス課（電話番号06-6616-5475）

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度 施設管理システムデータベース登録等業務委託

2 契約の相手方

株式会社ヤマイチテクノ

3 随意契約理由

本業務は、水道施設及び設備に関わる各種情報を一元管理する施設管理システム（以下「本システム」という。）に設備図面、施設台帳、共通管理図面及び点検記録電子化入力等のデータベース登録、修正を行い、本システムにおいて編集、閲覧、検索が行えるようにするものです。

本システムについては、上記業者が開発を行ったもので、独自に構築されたプログラムとなっており、本業務の履行には、本システムの構成、性能及びプログラムを熟知した専門の知識と技術を必要とします。

また、本システムへデータベース登録等を行うために必要なライセンスは上記業者が保有しており、ソースプログラムについても一般には公開しておらず、他の業者が本業務を履行する余地はありません。

よって、本業務を履行できるのは株式会社ヤマイチテクノが唯一の業者です。

以上のことから、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部豊野浄水場（電話番号072-825-4704）

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度 大阪市水道局統合基盤再構築に伴う管路情報管理システム移行業務委託

2 契約の相手方

東京ガスエンジニアリングソリューションズ株式会社

3 随意契約理由

本業務は、大阪市水道局次期統合基盤が再構築により令和8年2月よりクラウド化されるのに伴い、大阪市水道局管路情報管理システム（以下「マッピング」という。）を次期統合基盤のクラウド環境へ移行し安定的に稼働させることを目的とする業務です。

マッピングは東京ガスエンジニアリングソリューションズ株式会社（以下「TGES」という。）が著作権を有するパッケージシステム（SUPERA）を本市版へカスタマイズしたもので、独自に開発を行ったものであり、本業務の履行にはシステムの構成、性能及びプログラムを熟知した専門の知識と技術を必要とします。

また、パッケージに関するソースプログラムなどについても一般には公開しておらず、他の業者が本業務を履行できる余地はありません。

よって、本業務における一貫した責任と性能について保証を持たせることができるのはTGESが唯一の業者です。

以上のことから、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部配水課（電話番号06-6616-5577）

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度 基本料金減額に伴う営業所オンラインシステム改修業務委託

2 契約の相手方

株式会社日立システムズ

3 随意契約理由

本業務は、営業所オンラインシステム（以下「本システム」という。）について、令和7年10月検針分から12月検針分までの水道料金及び下水道使用料の基本料金等の減額措置を実施するため、改修を行うものです。

本業務を行うにあたっては、現在稼働中の本システムに障害が発生しないよう十分に検討し、細心の注意を払ったうえで連携テスト等の作業を行わなければならない、万が一、不具合が発生した際には迅速な原因究明と対策が急務となるため、本システムの構造、性能及びプログラムを熟知した専門の知識と技術を必要とします。

また、上記業者を含む複数業者へのヒアリングにおいて、他の業者が本業務を履行し、本システムに障害が発生した場合、その原因がシステム固有の問題なのか、本業務によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせる事ができない旨の見解を得ています。

よって、本業務における一貫した責任と性能について保証を持たせることができるのは株式会社日立システムズが唯一の業者です。

以上のことから、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

5 担当部署

水道局総務部お客さまサービス課（電話番号06-6616-5475）

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度 基本料金減額に伴う検針・未納統合ハンディターミナルシステム
改修業務委託

2 契約の相手方

株式会社ウォーターデバイス

3 随意契約理由

本業務は、日常の水道メータ検針業務及び料金等徴収業務で使用している検針・未納統合ハンディターミナルシステム（以下「本システム」という。）について、令和7年10月検針分から12月検針分までの水道料金及び下水道使用料の基本料金等の減額措置を実施するため、改修を行うものです。

本業務を行うにあたっては、現在稼働中の本システムに障害が発生しないよう十分に検討し、細心の注意を払ったうえで連携テスト等の作業を行わなければならない、万が一、不具合が発生した際には迅速な原因究明と対策が急務となるため、本システムの構造、性能及びプログラムを熟知した専門の知識と技術を必要とします。当該事業はニデック大豊機工株式会社から株式会社ウォーターデバイスに事業承継されております。

また、株式会社ウォーターデバイスを含む複数業者へのヒアリングにおいて、他の業者が本業務を履行し、本システムに障害が発生した場合、その原因がシステム固有の問題なのか、本業務によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になるため、当該業者に保証を持たせることができない旨の見解を得ています。

よって、本業務における一貫した責任と性能について保証を持たせることができるのは株式会社ウォーターデバイスが唯一の業者です。

以上のことから、株式会社ウォーターデバイスと契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

5 担当部署

水道局総務部お客さまサービス課（電話番号06-6616-5475）

随意契約理由書

1 案件名称

オンラインタイムレコーダのソフトウェア更新業務委託

2 契約の相手方

アマノ株式会社

3 随意契約理由

本業務は、水道局において使用する人事・給与システムオンラインタイムレコーダ（以下「OTR」という。）の管理ソフトウェア（TimePro XG 総合通信ソフト）のサポート終了に伴う後継ソフトウェア（TimePro NX 総合通信ソフト）への更新作業並びに、令和8年2月1日から稼働する新統合基盤上での動作テスト及び本稼働切替作業を行うことを目的とするものです。

OTRは平成28年度に富士通リース株式会社（現FLCS株式会社）と借入契約を締結していますが、OTRの管理ソフトウェアはアマノ株式会社が開発を行ったもので、独自に構築されたプログラムとなっており、本業務の履行により動作確認・機能保証を行うには、システムの構造、性能及びプログラムを熟知した専門の知識と技術を必要とします。

また当該ソフトウェアに関する運用保守及び著作権は、アマノ株式会社の実施及び保有しており、ソースプログラムについても一般には公開していません。

よって、本業務を履行できるのはアマノ株式会社が唯一の業者です。

以上のことから、アマノ株式会社と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

5 担当部署

水道局総務部職員課（電話番号06-6616-5420）